

愛媛県農協青壮年連盟 ポリシーブック2014-2016

～若手農業者による政策提言～



愛媛県農協青壮年連盟

JA青年組織綱領

我々JA青年組織は、日本農業の担い手としてJAをよりどころに地域農業の振興を図り、JA運動の先駆者として実践する自主的な組織である。

さらに、世界的視野から時代を的確に捉え、誇り高き青年の情熱と協同の力をもって、国民と豊かな食と環境の共有をめざすものである。

このため、JA青年組織の責務として、社会的・政治的自覚を高め、全国盟友の英知と行動力を結集し、次のことに取り組む。

1. われらは、農業を通じて環境・文化・教育の活動を行い、地域社会に貢献する。

JA青年組織は、農業の担い手として地域農業の振興を図るとともに、農業を通じて地域社会において環境・文化・教育の活動を行い、地域に根ざした社会貢献に取り組む。

1. われらは、国民との相互理解を図り、食と農の価値を高める責任ある政策提言を行う。

人間の「いのちと暮らし」の源である食と農の持つ価値を高め、実効性のある運動の展開を通じて、農業者の視点と生活者の視点を合わせ持った責任ある政策提言を行う。

1. われらは、自らがJAの事業運営に積極的に参画し、JA運動の先頭に立つ。

時代を捉え、将来を見据えたJAの発展のため、自らの組織であるJAの事業運営に主体的に参加するとともに、青年農業者の立場から常に新しいJA運動を探求し、実践する。

1. われらは、多くの出会いから生まれる新たな可能性を原動力に、自己を高める。

JA青年組織のネットワークを通じて営農技術の向上を進めるとともに、仲間との交流によって自らの新たな可能性を発見する場をつくり、相互研鑽を図る。

1. われらは、組織活動の実践により盟友の結束力を高め、あすの担い手を育成する。

JA青年組織の活動に参加することによって、個人では得られない達成感や感動を多くの盟友が実感できる機会をつくり、このような価値を次代に継承する人材を育成する。

(注釈) 本綱領は、JA全青協設立の経過を踏まえて「鬼怒川5原則」「全国青年統一綱領」の理念を受け継ぎ、創立50周年を契機に現代的な表現に改めるとともに、今後目指すべきJA青年組織の方向性を新たに盛り込んだものである(平成17年3月10日制定)。

目 次

1. ポリシーブック作成の目的	1
2. 取り組みにあたっての考え方	1
3. ポリシーブックの活用について	1

【政策提案】

1. 農地集積による規模拡大と労働力確保について	3
2. 新規就農者・農業後継者について	5
3. 農業経営改善について	7
4. 生産資材（農業機械、肥料、燃料、資材等）の対応について	9
5. 農産物の安定供給・販売対策について	11
6. 鳥獣害対策について（新規）	13
7. 農業政策について（新規）	15
8. JA青年組織の活性化に向けて（新規）	16

【参考資料】	17
--------	----

※見直し箇所に下線を引いてあります。

1. ポリシーブックの目的

農業を取り巻く情勢が大きく変化している中で、将来の日本農業を担う青壮年部盟友として、自分たちの目指す日本農業のあり方を組織内外に示していくことが重要である。

そのため、青壮年部盟友による手作りの政策提言集「ポリシーブック」を2011年に作成した。行政や関係機関等に対して青年部としての主張を訴えていくとともに、ポリシーブックの見直しや意見交換を行う過程で組織の活性化につなげていく。

(1) 「政策」としてのポリシーブック

農業者の立場から農業政策について自らの考えを持ち、その政策を支持する国会議員を、政党を超えて応援していく。

(2) 青年部の「方針」としてのポリシーブック

自分たちが抱える課題解決のための方法を、政策として提言するだけでなく、課題解決のために自分たちで取り組む内容を盛り込み、地域住民や消費者なども含めて、自らの政策について理解を求めていく。

2. 取り組みにあたっての考え方

毎年議論を行って青年組織としての主張を確認していく中で、課題解決に向けた中期的な行動目標を掲げるとともに、単年度重点実施項目を設定する。また、具体的な行動計画を中期計画や事業計画に反映させる。

3. ポリシーブックの活用について

組織内外のコミュニケーションツールとして活用するとともに、「活動計画」に沿って各種要請活動等を行う。

- ・ JAへの要請、地域コミュニティへの協力依頼
- ・ 地方議会議員・地元選出の国会議員等への要請

盟友・地域の課題について
盟友同士で解決策を議論してまとめる

「政策」
要請事項

「方針」
自分たちの行動目標

課題解決に向けて
自分たちで努力することを明記することで「要請」に対する理解を求める。

国、都道府県、市町村等

JA・関係団体等

地域住民や消費者等

【愛媛県青壮年連盟の組織・盟友数】

単組名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	増減
	盟友数	盟友数	盟友数	24/25
JA周桑農業振興協議会青年部	76	47	47	0
JA越智今治青壮年部	255	262	245	△ 17
JA今治立花青壮年部	112	108	107	△ 1
JA松山市青壮年部	180	180	150	△ 30
JAえひめ中央青壮年部	300	308	337	29
JA愛媛たいぎ青壮年部	295	283	291	8
西宇和青壮年同志会	150	150	150	0
JAひがしうわ青壮年部	183	183	183	0
JAえひめ南青年部	273	273	273	0
9組織	1,824	1,794	1,783	△ 11

【愛媛県版ポリシーブックを活用した県選出国會議員への要請活動】

■平成25年2月15日（金） 議員会館（東京）



○自民党 村上誠一郎先生（衆）、山本公一先生（衆）、塩崎恭久先生（衆）、山本順三先生（参）

○盟友13名（越今1、松山市6、中央4、東宇和2）

■平成26年2月13日（木） 議員会館（東京）



○自民党 村上誠一郎先生（衆）、山本公一先生（衆）、白石徹先生（衆）、山本順三先生（参）、井原巧先生（参）

○盟友14名（越今2、立花1、松山市5、中央4、西宇和1、南1）

1. 農地の集積による農業の効率化と労働力確保について

(1) ねらい

地域での話し合いをもとに、5年、10年先の地域農業が成り立つ姿を描き、農地の面的な集積による農業の効率化と利用調整による優良農地の確保を行う。また、新たな雇用を確保することにより経営規模の拡大や農業労働力を確保することで経営の安定につなげるとともに、地域経済への貢献を行うことで地域の活性化もあわせて実現を目指したい。

(2) 現状と課題

- 出し手となる農地所有者がいても、土地への思い入れがあり手放さないため、中長期的な営農計画が立てられない。また、出し手農地の耕作条件が悪く、受け手が見つからない。
- 高齢化で離農する農家が増え、耕作放棄地が増加する中で、優良農地も放棄される状態も見受けられる。また、耕作放棄地を基点に、有害鳥獣の被害が拡大している。
- 耕作放棄地や後継者がいない農地において、所有者もわからない農地が発生している。また、所有者が地区外にいる場合など農地賃貸等に係る手続きが複雑である。
- 果樹農家を中心とした中山間地域が多く、機械化が困難なため、農地集積や規模拡大による作業の効率化などの経営安定化が図りにくい。
- 農業法人（改善団体・特別団体・生産法人）はもとより、農地の守り手（認定農業者）が地域に存在しない。
- 高齢化に伴う離農等が進む中、農作業の受委託が増えてきたが、農繁期が重複するため、個人では受けきれない場合が増えてきた。また集落単位で見た場合でも同様、農繁期の労働力の確保が難しい。さらに農業機械を扱えるような有用な人材（オペレーター）も希少である。

(3) 基本的な考え方

- 「地域で農業・農地を守る」ために、集落営農組織の組織化・法人化、組織化された集落営農等への農地の集積を図る。併せて集落リーダーや地域担い手の育成を図る。
- 規模拡大による経営安定化を図るため、モデル経営（複合経営）の確立を図り、作物ごとの農業経営収支を明確化し、新規作物の導入などによる規模拡大と経営の安定化に努める。
- 相続による農地の分散や不在農地の未然防止に努める。
- 農閑期における雇用を確保できるよう、地域全体の周年雇用体制を確立する。

(4) 個人、青壮年として取り組むこと

- 「地域営農ビジョン」策定・実践において、「地域の中心となる経営体」として中心的役割を發揮する。
- 地域内で農作業等の協力体制を構築し集落営農を確立する中で、状況に応じ農業法人設立を検討する。
- 地域担い手リーダーを育成するため、青年部活動や生産部活動などに積極的に参加し、集落営農組織化に向けた担い手育成研修会や地域活動等の開催を行う。
- 担い手では耕作放棄地の解消は困難だが、復元農地については積極的に受託する。

(5) J Aに結集してやること

- 関連制度や補助金を有効に活用できるよう、青年部活動や生産部活動などを通じて農業施策に関する情報を発信する。
- J Aが相続に積極的に関与し、農地分散を未然防止する。
- 集落リーダーの発掘・人材育成に積極的に取り組み、集落営農組織化・農業法人化を積極的に支援する。
- J Aが農地集積円滑化事業に積極的に関与し、優良園地を維持・確保する。
- 行政・関係機関と連携して農地賃貸に係る手続きや農地の相続に係る手続きを一元的に行えるマネジメントセンターを設置し、手続きの簡素化や農地情報の発信、農地の流動化と農地の有効活用を図る。
- 労働力支援に向け、無料職業紹介所の開設、ハローワークや人材派遣会社との連携により、労働力支援体制を構築するとともに、その情報を提示する。

(6) 要請事項

- 農地賃貸に係る手続きや農地の相続に係る手続きを一元的に行えるマネジメントセンターの設置。
- 農地の出し手対策の拡充（固定資産税等の軽減措置）
- 行政が耕作放棄地を解消し、優良農地として園地を再生。（復元農地を担い手へ集積）。
- 担い手等に対する機械等導入要件の緩和（補助率拡大、申請手続きの簡素化）。
- 労働力不足の解消と地域雇用の創出を行うため、「農の雇用事業」をはじめとした労働力確保や人材育成に向けた支援の拡充。

2. 新規就農者、農業後継者の確保について

(1) ねらい

少子高齢化に伴う需要の減退や農畜産物価格の低下により、農家戸数の減少と新規就農者数の減少が進んでいる。また、就農者の高齢化による離農等が進む中で、耕作放棄地や遊休農地が増えてきている。そのような中で、農業後継者やIターンやUターン制度などを活用して新規就農者を確保し、担い手の育成を行うことで地域農業の活性化を目指す。

(2) 現状と課題

- 近年、需給バランスが崩れ農産物価格が不安定な中、農業経営継続に不安を抱える親が、後継者に対し安定した一般企業への就職を促している場合が散見される。
- また、就農を検討している後継者も就農後の経営継続に対し不安を抱いている。
- 新規就農時の初期投資額が大きい。特に、中山間地域や果樹地帯においては、機械による効率化が難しく、園地整備や機械投資にかかる費用が平坦地と比べて多額になる。
- 農業後継者や新規就農者が農業（技術・経営）を学べる機会・場所が無く、就農に踏み切れない。
- 集落の風習や行事等に強いられることを拒む若者もおり、就農時のイメージが良くない。

(3) 基本的な考え方

- 農業後継者や新規就農者が農業技術向上や農業経営に関する知識を習得するため、研修会の開催や研修所としての受け入れ体制の整備を行う。
- 新規就農者が農業を開始する場合、農業機械や農薬・肥料等の資材の購入、園地整備などに多くの費用がかかるため、初期投資にかかる費用助成や農業経営安定対策に向けた支援を行う。

(4) 個人、青壮年として取り組むこと

- 地域営農ビジョンの策定・実践に青年部が積極的に参画し、地域内での地位向上(担い手の明確化)を図る。
- 若手農業者の先輩として、新規就農者への日常的な協力体制や青年部活動などを通じた相談体制を構築する。
- 講習会や勉強会の充実により知識・技術の向上を図る場の提供、情報発信に取り組む。

(5) JAに結集してやること

- 農業技術の習得のため先進地や地域の優良農家等へ長期滞在型の研修を実施する。
- 農業後継者やIターン・Uターン等による新規就農者の受け入れ体制を整備・構築する。
- 研修事業により経営モデルを提示する。
- 各種就農支援制度の情報を提示・共有する。
- 農業技術の指導や農業青色申告等の経営管理等の研修会を開催し、農業資金や生活資金等の支援を含めた総合的な就農支援体制を構築するとともに自らの経営改善に取り組む。

(6) 要請事項

- 新規就農者に対する政策支援の充実。
- 新規就農者や雇用就農者等に対する住環境の整備。
- 後継者育成支援対策の拡充（親元就農による規模拡大・経営安定対策）。
- 新規就農者・農業後継者の受け入れや農地借り入れ等の相談窓口の一元化。

3. 農業経営改善について

(1) ねらい

近年の経済情勢や農畜産物の消費減少、農畜産物の需給バランスが崩れ農畜産物の価格低迷が進行する中、燃料や農業資材が高騰しており、実質の手取り価格(所得)が減少してきている。このことが、農地集積による規模拡大や労働者雇用など、経営改善の意欲を阻害している。自らコスト削減による経営努力に努めるとともに、経営分析による経営の見直しを図り、経営の安定化を目指す。

(2) 現状と課題

- 燃料や農業資材の高騰により、農業所得が減少している。
- 経費の削減には限界感がある。
- 経営規模の拡大を考えた場合、生産・技術指導と併せ、経営指導による“収益確保”の確信がないと、規模拡大に踏み切れない。
- 青色申告を行っているが、自らの経営状態を把握するに至っておらず、青色申告のメリットを最大限活用できていない。
- 地域の仲間と一緒に青色申告を望む声があるが、青色申告部会の設置が進んでおらず、青色申告者数自体も伸び悩んでいる。

(3) 基本的な考え方

- 農業経営者として、自らの経営内容を把握し経営改善に取り組む。併せて各種補助金や制度支援を上手く活用する。
- 農業簿記ソフト等を活用し、青色申告による税制面の優遇措置を最大限に活用する。
- また、所得税のみならず、相続、贈与等にかかる税制を理解し、経営の安定化を図る。
- 農業経営目標を設定した上で、経営安定化に向けた規模拡大・労働者雇用等を検討する。

(4) 個人・青壮年で取り組むこと

- 青色申告制度及び農業簿記ソフトを活用した複式簿記記帳などの勉強会を開催し、節税メリット・経営改善に向けた研修会を行う。
- 5年後、10年後の経営を見据えた自らの営農・経営計画を明確にし、新たな農産物や収益性の高い農産物の導入、規模の拡大等を検討する。
- 農業共済や果樹共済への積極加入を推進する。

(5) JAに結集してやること

- 青色申告や簿記記帳等、農家の税務相談機能を強化（職員の資質向上）する。
- 青壮年部が中心となって青色申告会を設立し、経営手法について情報共有する。
- 個別農家の経営分析により、農家の経営収支の把握、所得向上対策を行う。
- パソコンの苦手な高齢者や農家の農業簿記記帳を軽減するため、農業簿記の記帳代行を積極的に行う。
- 新規就農者や農業後継者を中心とした階層別研修（農業簿記記帳・農業経営分析）を開催する。
- 地区の青色申告部会を統括する「JA青色申告協議会（仮称）」を設置し、情報の共有化・組織基盤の強化を図る。

(6) 要請事項

- 普及員（技術・経営）の確保と、個別農家の経営指導を行う普及員のマネジメントセンターへの配置。併せてJAと行政の連携体制構築に向けた支援。
- 認定農業者の経営改善に必要な農業簿記ソフト等の資材購入に対する支援。
- 中山間地域など実態に合わせた所得対策（対象品目拡大）の充実。
- 推進品目（えひめ農業振興プラン2011）の振興に対する支援対策の充実。
- 気象災害が増える中、農業共済・果樹共済の機能強化、収入保険的要素の検討。

4. 生産資材（農業機械、肥料、燃料、資材等）の対応について

（1）ねらい

農業機械や肥料、燃料、資材、飼料の価格高騰が農業経営を圧迫しており、これを解消するため、肥料・農薬等の見直しなどコスト削減に努め、農業収益の確保と経営の安定化を図る。

（2）現状と課題

- 農業機械や肥料、燃料、資材、飼料の価格が高騰している。特に輸入品は国際情勢に左右されやすく、農業所得の安定的確保が困難な状況である。
- 機械・施設の保守修繕費が増加する中、農業機械の新規取得、更新する余力はなく、経営がひっ迫している。
- ハウスみかん等の施設園芸で使用する重油について、税率が軽減されているとはいえ、近年の高騰により、経営圧迫の主要因となっている。
- 就農者の高齢化で農作業死亡事故が多発している。また、果樹地帯においては、急斜面や段々畑などでの作業が多く、脚立やハシゴなどによる事故が多く発生している。
- 新しい農業機械や資材が開発・利用されているが、どれが効果的で経済的なかわからない。
- また、農機具の基本操作や、安全マニュアル等もなく、それを学ぶ場（機会）もない。

（3）基本的な考え方

- 肥料・飼料等の地域自給率の向上を図るため、耕畜連携を進める。
- 農薬・肥料等の過剰投入を回避し、コスト削減に努めるとともに、エコファーマー・減農薬栽培に努める。
- 農業機械の定期的なメンテナンスや更新を行うとともに、農業機械を長く安全に使用できるように、農業機械等の安全使用に向けた対策を講じる。

（4）個人、青壮年として取り組むこと

- 病虫害対策（肥料・農薬・虫・病気）の勉強会を開催し、情報共有する。
- 早期防除による病虫害の発生抑制や常に適期・適量を心掛け、無駄を省きコスト削減に努める。併せて共同購入による、コストの削減に努める。
- 土壌分析を行い、必要な肥料のみを使用するとともに、エコファーマー・減農薬栽培に取り組む。
- 機械の共同利用を目的とした、組織化（機械組合等）を検討する。

- 農業機械等の安全使用やメンテナンス研修会を実施するとともに、後継者や女性農業者等に対して研修会の参加推進を行う。

(5) JAに結集してやること

- JA職員の専門知識習得や土壌分析等による、適切な指導の実施。
- JA利用ポイント制度による還元対策や部会組織等の共同購入に対する割引拡充などJA利用メリットを明確化・PRする。
- 耕畜連携実現に向けた、連携体制の構築。
- 農業機械リース事業など、農業経営の経費節減につながる事業の実施。
- メーカーや企業と連携し、使いやすい資材（生分解マルチ等）・農業機械の開発や、安全性の向上・地域事情にあった資材の普及推進を行う。
- 新規就農者や農業後継者、また機械に不慣れな女性農業者や定年帰農者に対し、農業機械の安全使用やメンテナンス研修会を開催する。
- 農作業安全マニュアルを策定し農業安全対策を徹底する。また、万が一の事故のために農業労災保険体制の整備と加入推進を図る。

(6) 要請事項

- 農業用A重油など燃料費支援対策の恒久的（継続）支援と生産者負担の軽減。
- 安全性・経済性（エコ）の高い農業機械等の購入支援
- 農業機械の開発や普及活動（農機具メーカーや研究所等と連携）に対する支援。
- 流通合理化や集出荷体制の維持・強化等を目的とする、大規模農業用施設の更新や改修等に対する支援の拡充。
- 農作業事故の実態把握と原因究明。
- 急斜面や段々畑など作業条件が悪い園地等の安全・作業効率を目的とした「園内作業道」等の整備対策の充実。

5. 農畜産物の安定供給・販売対策について

(1) ねらい

農産物価格が低迷する中、生産コストに見合った農産物価格でなければ農業経営は成り立たない。そのため、安全・安心な農畜産物を安定的に供給する体制を整備するとともに、新たな付加価値や販路の拡大による県内産農畜産物の消費拡大を図り、農業所得向上・安定化を図る。

また、若手農業者のみならず、新規就農者や後継者が安心して農業経営ができる環境をつくるため、消費者に対し「食農教育」を推進する。

(2) 現状と課題

- 作物別部会員の高齢化・減少が顕著になってきており、共同販売体制が不安になってきている。また、兼業農家が増加している。
- 異常気象による農作物被害が近年増えてきており、価格の乱高下により安定した収入確保が困難となっている。
- 若年層の果物離れが進んでおり、消費量は年々減少している。
- 輸送費の高騰による流通コストがかさみ、農業所得が下がっている。

(3) 基本的な考え方

- 安全・安心な地場農畜産物を安定的かつ周年供給する体制を構築する。
- 新たな付加価値や販路の拡大による県内産農畜産物の消費拡大を図り、農業所得向上・安定化を図る。
- 新規就農者や後継者が安心して農業経営ができる環境をつくるため、消費者に対し「食農教育」を推進する。

(4) 個人・青壮年として取り組むこと

- 産地ブランド品目については系統出荷を徹底し、ブランド価値の向上を図るとともに、地域特性を活かした優良品目を導入する等、適地・適作を基本とした栽培を行う。
- 販売先（市場・直売所）を意識した農産物の生産計画を確立し、増益を図る。
- 生産技術・品質の向上と通年安定生産を目的とした先進地視察研修や栽培研修会を実施する。
- 食農教育活動を通じて、地元消費者へPRを行い、県内産農畜産物の利用促進を図る。
- 「子どもたちの未来へ」事業をはじめ、地元学校への出前授業等を通じ、次代の消費者である子どもたちに対し、農業・県内産農畜産物への理解を促進する。

(5) JAに結集してやること

- 生産・消費双方からニーズを捉え、周年安定供給体制の確立に向けた営農振興計画を作成する。
- 市場・消費者の信頼を獲得するため、安定供給体制を維持・確立するとともに、ブランド力及び価格向上対策を徹底する。
- 老若男女問わず幅広い消費者に県内産農産物の消費拡大を行うため多様な販売チャンネルの拡大に努め、マスコミを通じた県内産農畜産物PRを行う。
- 加工販売事業を強化により6次産業化を進め、付加価値の創造によるブランド力の強化を図る。
- 流通経路の見直しや輸送業者との連携等による輸送コストの低減、流通の効率化を図る。
- JAにおける食農教育活動や観光農園、直売所や学校給食における地産地消への取り組みを拡大する。
- 加工野菜栽培の機械化体系を確立させ、新たな販売先の確保と、労力（人件費）軽減対策による経営安定を図る。
- 兼業農家向けの講習会や休日受け入れ体制を整備する。

(6) 要請事項

- 地場農畜産物の消費拡大を積極的に行うとともに、観光農園や体験学習・出前授業などの食農教育活動に対する支援の拡充。
- 地産地消の推進と学校給食における地場農畜産物の普及促進及び条例等の制定推進。
- 輸送コスト低減策支援（瀬戸大橋やしまなみ海道などの高速道路の無料化等）
- 生産した農畜産物が消費者まで届くまでの品質ロスを低減するため、「コールドチェーン」などへの取り組み支援。
- 農畜産物の周年供給・安定供給体制確立のため、貯蔵施設や長期貯蔵するための技術など、研究開発や導入に対する支援。

6. 鳥獣害対策について（新規）

（1）ねらい

野生鳥獣による農作物への被害が深刻化している。このことは、単に生産者の経済的ダメージにとどまらず、営農意欲の減退にも繋がる緊急対策事項となっている。このため、被害軽減に向けた捕獲体制の構築に取り組むとともに、行政、猟友会、地域住民等と連携した被害防止対策の確立を目指す。

（2）現状と課題

- 野生鳥獣による被害が年々増えてきており、農業経営に深刻な影響を与えている。また、新たな有害鳥獣（シカ、サル）が増加し、被害範囲が拡大している。
- 農作物への被害は営農意欲の減退につながるとともに、耕作放棄地を基点とし被害が拡大している。
- 人が里山から離れ、「山に入る」機会も減り、また、山に野生鳥獣のエサがなくなり、鳥獣の行動範囲が人に近づいてきている。
- 野生獣は農地にとどまらず、住宅地等への出没も散見される。
- 狩猟免許を取得するものの、猟友会との接点が少なく、実際に捕獲するとなれば何をすべきかわからない。また、猟友会員に縄張り意識がある。
- 狩猟免許の更新、狩猟者登録等にかかる費用負担が大きいことから、更新・登録をしないケースが散見される。
- 自らの営農活動を差し置き、設置したわなの見回りや止めさし、その後の処理を担う生産者の負担は大きい。
- 捕獲後の処理の方法は自家消費か埋設であるが、どちらも限界がある。
- 鳥害に対する防鳥ネットは有効であるが、広範囲の樹園地をカバーするには経費負担が大きい。また、防鳥ネット以外に有効な鳥害対策がない。

（3）基本的な考え方

- 野生鳥獣による農作物への被害を軽減するため、被害を及ぼす野生鳥獣を捕獲する。
- 行政、猟友会等の関係団体、さらには地域住民と連携した被害防止対策を確立する。
- 捕獲、被害防止、ジビエの有効活用等、総合的な鳥獣害対策を検討・確立する。

(4) 個人・青壮年として取り組むこと

- 捕獲体制を確立するため、狩猟免許（わな、猟銃）を取得するとともに、取得状況や実践状況等を把握・情報交換を行う。
- 「ジビエ部会（仮称）」を設置し、捕獲対策やジビエの有効活用等について研修会や勉強会等を開催する。
- 捕獲・処理・販売を意識した一貫体制を構築に向け、新たな鳥獣害対策を提案する。
- 中古部品等で作る「手作りのわな」について研究・開発し、経費削減に努める。
- 捕獲した野生鳥獣の肉「ジビエ」の特性を調べ、その活用方法、商品化等を検討する。

(5) J Aに結集してやること

- 補助事業を活用し、侵入防護柵や緩衝帯等の環境整備に地域をあげて取り組む。
- 行政、猟友会との連携を強化し、捕獲体制を構築する。
- J A職員にも狩猟免許取得を進め、生産者とともに捕獲対策に取り組む。
- 被害軽減に向けた講習会・研修会を行うとともに、リーダー（生産者・J A職員）の育成に取り組む。
- 関係団体、地域住民との連携に向けた合意形成に努め、総参加による鳥獣害対策に取り組む。

(6) 要請事項

- 関連事業にかかる予算確保・拡充。
- 加工処理施設の設置。使用しなくなった給食センター等の施設利用の検討。
- 狩猟者確保に向けた狩猟免許等の資格取得・更新にかかる費用への支援。
- 特に樹園地での鳥害対策の確立。
- 野生鳥獣肉「ジビエ」の衛生管理基準の確立。

7. 農政運動について（新規）

（1）ねらい

地域で農業経営を継続し、農業を基軸として培われたくらしと命にかかわる「食」と「農」に基づく地域コミュニティを発展させ、次代を担う子どもたちに豊かなくらしを受け渡すことを目指す。

（2）現状と課題

- T P P 交渉がスタートするものの、保秘義務により国民には交渉内容がわからない状態にあり、先行きも不透明。
- J A グループは、農業者が意欲を持って、持続可能な農業の実現に向け取り組めるよう、26年度以降の新農政への提言を取りまとめ、その実現に取り組んでいる。
- 政府は、農業・農村の所得倍増や輸出拡大などの実現に向け、「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置して施策の検討を行っている。

（3）基本的な考え方

- T P P が農家経済・農村に与える影響は甚大である。引き続き断固反対の姿勢を貫く。
- 本来取り組むべき「農業者の所得増大」と「食料自給率・自給力向上」を基本目標とした新農政の実現に向け、J A と一体となって農政運動に取り組む。

（4）個人・青壮年として取り組むこと

- 青年組織として日本の農業・地域社会のあるべき姿について議論を深めていく。
- 農政に関する学習会を開催するとともに、日頃から日本農業新聞を購読し、農政への理解を深める。
- J A 運動の先駆者として、持続可能な農業の実現に向けた農政運動を展開する。

（5）J A に結集してやること

- 農業者の所得増大に向け、個人の経営力を高めるとともに、地域の実状に即した政策を求めていく。
- 食料自給率・自給力向上に向け、営農振興計画に基づき、地域の生産体制を再構築する。

（6）要請事項

- 農業所得の向上と安定的な農業経営、農業政策の確立。
- 地域の実状にあった制度・政策の確立。

8. JA青年組織の活性化について（新規）

（1）ねらい

若手農業者らしい発想と行動力をもって、地域農業・JAの発展に向け、魅力的なJA青年組織を目指す。

（2）現状と課題

- 新規就農者の減少、農業従事者の高齢化に伴い、盟友数が減少し、組織力が低下している。一方で、雇用就農者は増加傾向にある。
- 県農青連未加盟組織がある。
- 専業農家は女性と知り合う機会が少なく、農業者の嫁不足が深刻である。

（3）基本的な考え方

- 地域リーダーを育成するとともに新規就農者・新規加入者を確保する。
- ポリシーブックを活用し目指すべき方向性を明確にする中で、盟友の結束力と行動力を結集させる。
- 独身女性との交流イベントを実施し、農業男子、農業魅力をアピールする。

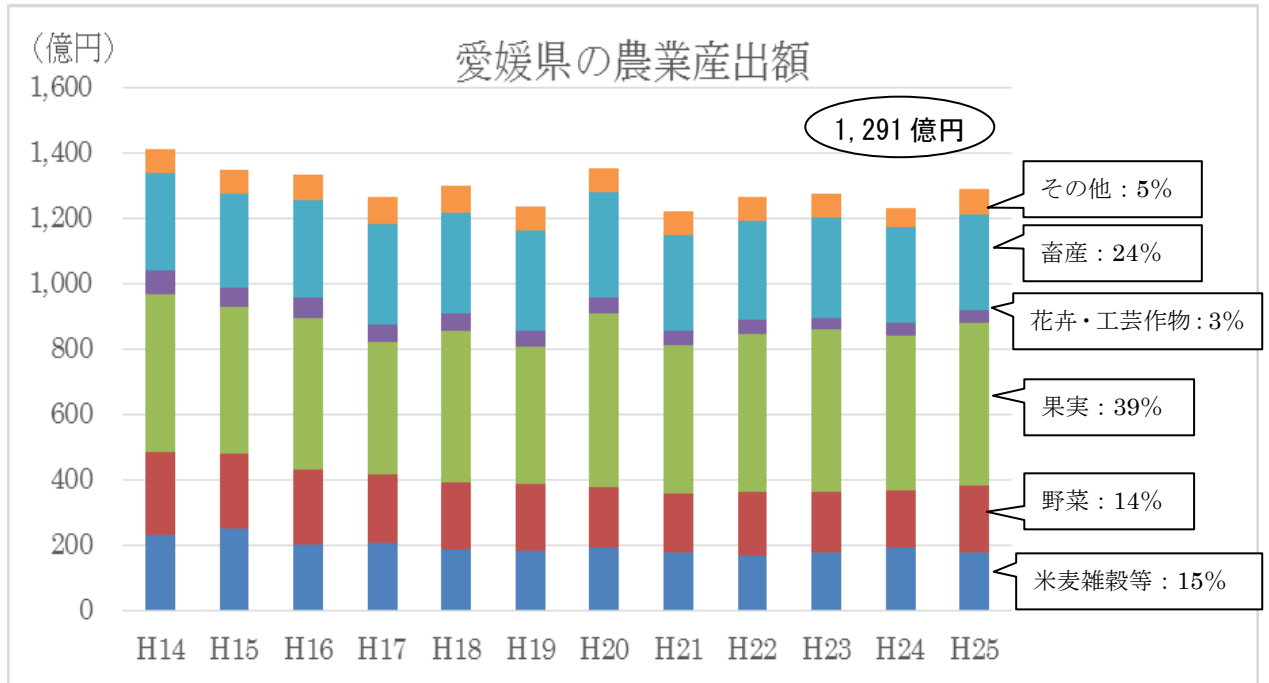
（4）個人・青壮年として取り組むこと

- JAの事業運営に積極的に参画し、若手農業者らしい政策提言を行う。
- ポリシーブックの実現に向け、自分たちで取り組むことについて、盟友調査により具体的な進捗管理を行う。
- 青年部組織に加入していない若手農業者の掘り起こしや、地域の雇用就農者との交流を行うとともに、青年部活動への参加を呼びかけ、加入のきっかけづくりを行う。
- 未加入組織に研修会等への参加を呼びかけるとともに、自ら出向き加入推進を行う。
- フェイスブックやホームページを活用し、青年部活動を広く発信する。
- 地域の若い世代や、異業種の後継者等との交流・連携を図り、組織の活性化はもとより、地域の活性化につなげる。
- 広く独身女性との交流機会をつくるため、ブロック（東・中・南）別や単組が共同して交流イベントを開催する。

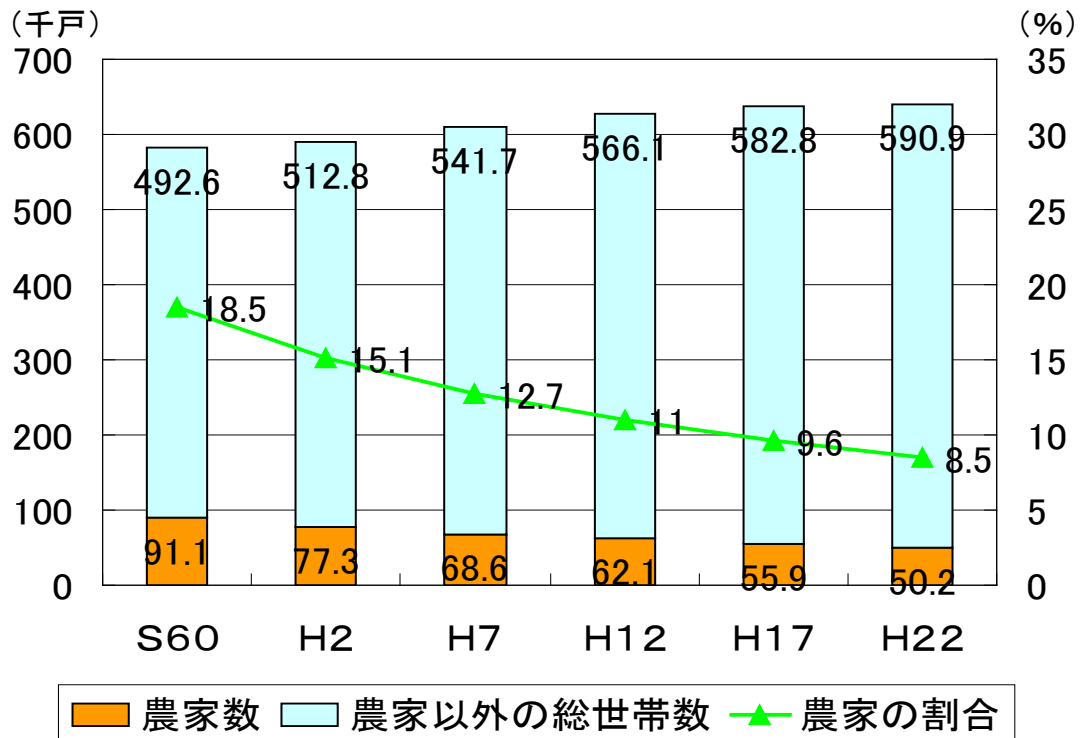
（5）JAに結集してやること

- JA事業の理解促進としてJA役職員との意見交換会を行う。
- 青年部盟友や若手職員を対象とした学習会を実施し、地域農業、協同組合組織等への理解を深める。
- 新規就農者への加入推進を行うとともに、就農支援等の関連制度の情報を提示する。
- 青年部活動や婚活・交流イベントをJA広報誌や日本農業新聞等で広く発信する。
- 盟友だから得られる組織メリットを享受できるよう、盟友に対する制度面、資金面での優遇措置等を検討する。

～参考資料～



愛媛県の総世帯数と農家数の推移

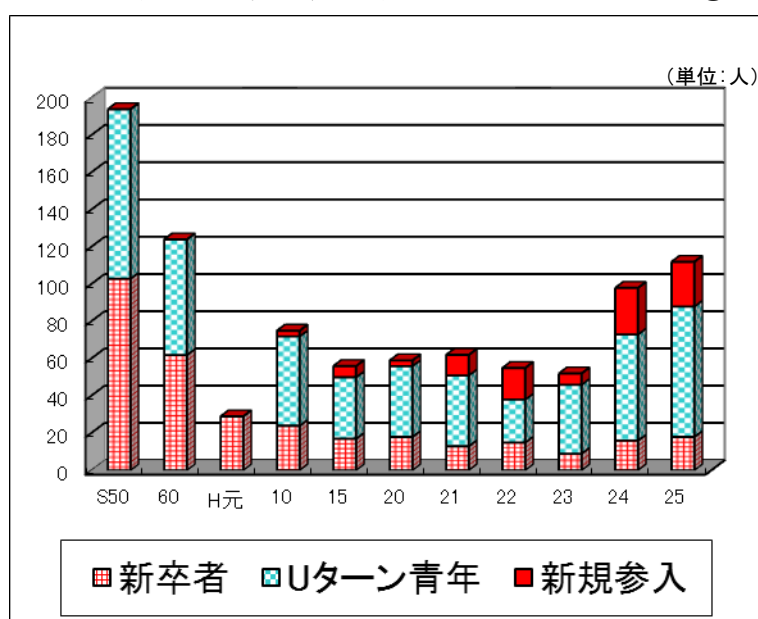


◆愛媛県の年齢別農業就業人口（販売農家）（H22）

単位：人

	計	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～
男	42,435	795	2,324	3,036	4,420	8,040	9,647	9,524	4,649
女	37,610	496	1,260	1,771	3,544	7,492	9,460	9,417	4,170
男女計	80,045	1,291	3,584	4,807	7,964	15,532	19,107	18,941	8,819
構成比	100.0%	1.6%	4.5%	6.0%	9.9%	19.4%	23.9%	23.7%	11.0%

◆愛媛県の新規就農者数（40歳未満）の推移①



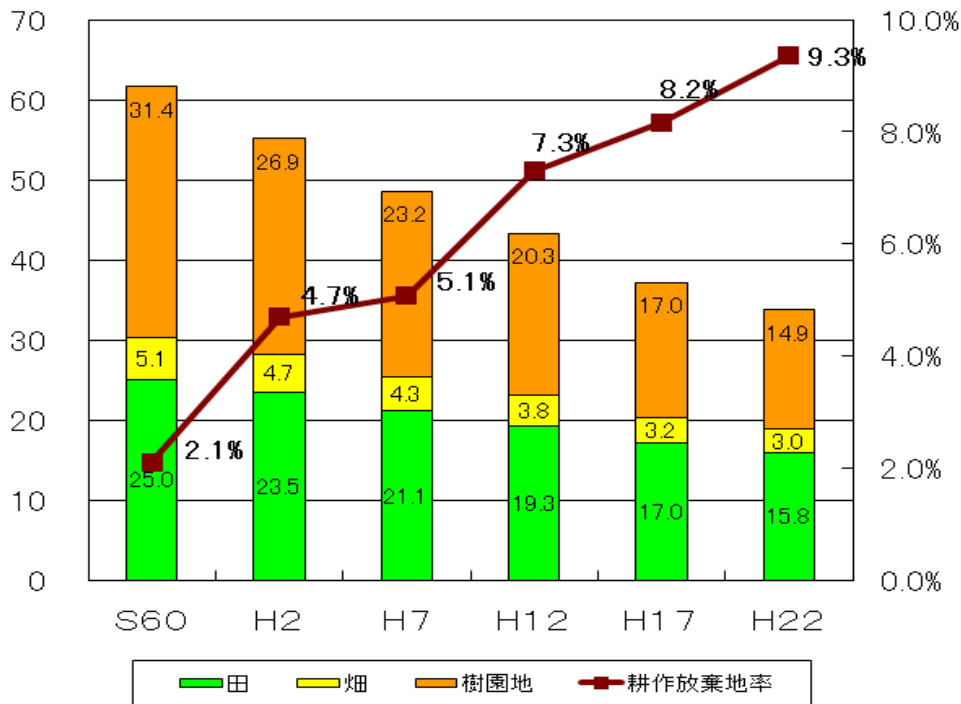
◆愛媛県新規就農者数（40歳未満）の推移②

単位：人

事項 年度	新規学卒者				Uター ン青年	新規参 入者	合計	(参考) 法人就農
	中卒	高卒	短大・大学卒	計				
10年度		8	16	24	48	3	75	-
15年度		4	13	17	33	6	56	15
20年度	1	8	9	18	38	3	59	27
23年度		3	6	9	37	6	52	37
24年度		1	15	16	57	25	98	32
25年度		4	14	18	70	24	112	48

(千 ha)

◆愛媛県の経営耕地面積及び耕作放棄地率の推移



◆愛媛県耕作放棄地面積（営農累計別）2010年センサス

全体面積	販売農家	自給的農家	非農家
10,416ha	3,476	2,217	4,723



うち樹園地	うち田	うち畑
2,157	692	618

◆愛媛県の認定農業者数推移（H26.3時点）

年月	17.3	10.3	15.3	20.3	23.3	24.3	25.3	26.3
認定農業者数	290	2,371	3,497	4,744	4,876	4,645	4,595	4,602

※26年3月末時点県下認定農業者数 4,602（うち法人 315、稲作 80、柑橘 2,095）

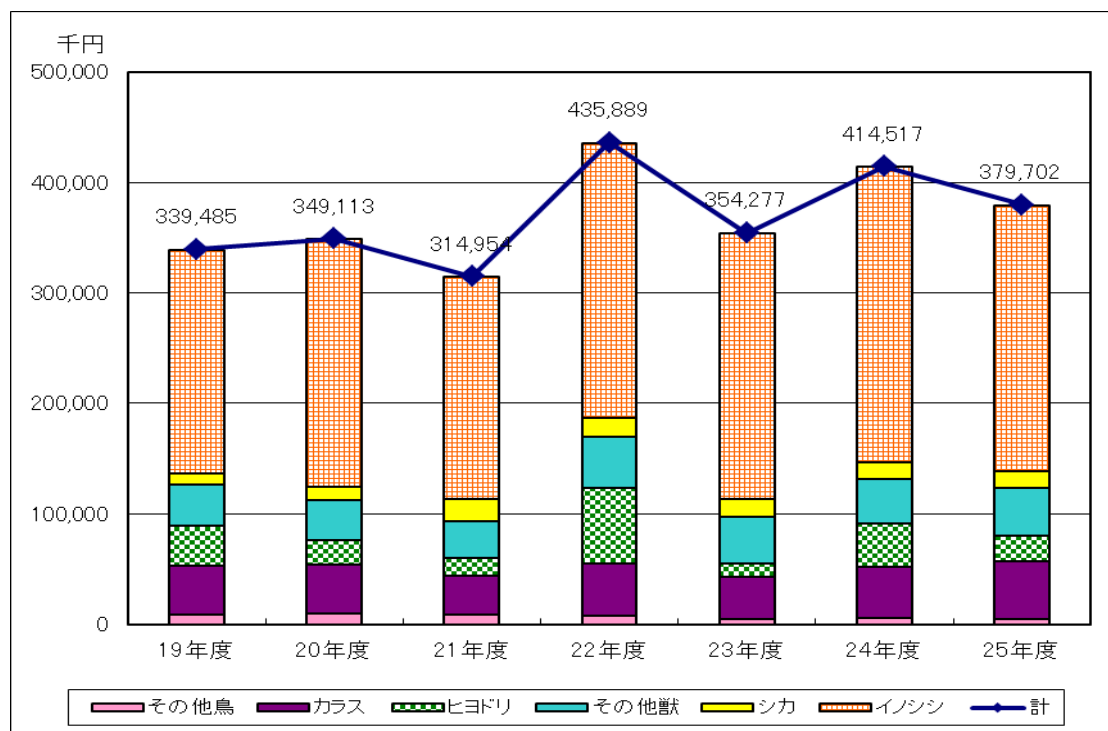
◆愛媛県の集落営農数推移（H26.3時点）

年月	19.3	20.3	21.3	22.3	23.3	24.3	25.3	26.3
集落営農組織数	260	267	257	258	222	216	219	217

◆市町村別農地利用集積円滑化団体一覧（H25.12月時点）

市町名	農地利用集積円滑化団体名	事務局	事業規定承認日
松山市	松山市地域農業再生協議会	市	平成23年4月15日
今治市	JAおちいまばり	JA	平成22年8月9日
宇和島市	宇和島市農業再生協議会 JAえひめ南	市 JA	平成23年7月19日 平成24年9月12日
八幡浜市	JAにしうわ	JA	平成24年8月10日
新居浜市	新居浜市農業再生協議会	市	平成23年9月22日
西条市	JA西条	JA	平成22年8月10日
	JA周桑	JA	平成22年8月10日
大洲市	大洲市担い手育成総合支援協議会	市	平成22年9月1日
伊予市	伊予市担い手育成総合支援協議会	市	平成23年3月8日
四国中央市	四国中央市担い手育成総合支援協議会	市	平成23年5月20日
西予市	JAひがしうわ JA西宇和	JA	平成22年8月13日 平成24年8月6日
東温市	東温市地域農業再生協議会	市	平成23年8月1日
上島町	JAおちいまばり	JA	平成22年8月10日
久万高原町	(社)久万高原農業公社	公社	平成22年9月7日
松前町	松前町農業再生協議会	町	平成24年9月20日
砥部町	砥部町農業再生協議会	町	平成23年6月7日
内子町	内子町担い手育成総合支援協議会	町	平成22年8月18日
伊方町	JAにしうわ	JA	平成24年8月31日
松野町	松野町担い手育成総合支援協議会 JAえひめ南	町 JA	平成23年4月20日 平成24年10月2日
	鬼北町担い手育成総合支援協議会 JAえひめ南	町 JA	平成23年3月31日 平成24年10月1日
愛南町	JAえひめ南	JA	平成24年9月3日

◆愛媛県鳥獣被害額の推移



	5年	15年	16年	17年	18年	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
獣類	140,000	229,341	266,935	258,992	375,086	249,911	272,556	255,088	312,439	299,042	322,799	299,061
イノシシ	101,000	192,729	218,132	216,987	326,018	203,076	224,357	201,746	248,884	240,904	267,420	241,360
シカ	6,000	6,996	8,388	6,847	8,089	9,417	11,881	19,439	16,884	15,457	14,968	15,012
その他獣	33,000	29,616	40,415	35,158	40,979	37,418	36,318	33,903	46,671	42,681	40,411	42,689
鳥類	225,000	150,663	162,838	92,285	142,365	89,574	76,557	59,866	123,450	55,235	91,718	80,641
ヒヨドリ	82,000	78,355	79,620	30,894	52,018	35,903	22,188	15,591	68,474	12,559	40,007	23,558
カラス	102,000	55,636	51,299	46,224	65,090	44,643	44,852	34,948	47,148	37,627	45,957	51,830
その他鳥	41,000	16,672	31,919	15,167	25,257	9,028	9,517	9,327	7,828	5,049	5,754	5,253
計	365,000	380,004	429,773	351,277	517,451	339,485	349,113	314,954	435,889	354,277	414,517	379,702

◆愛媛県農協青壮年連盟の狩猟免許・猟銃所持者数 (H26. 3時点)

総盟友数	狩猟免許所持者数		猟銃所有者数
	網・わな	猟銃	
1,749	104	46	33
100.0%	5.9%	2.6%	1.8%

◆愛媛県農協青壮年連盟の年齢別独身者数 (H26. 3時点)

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
盟友数	97	251	322	385	694	1,749
独身者	58	79	55	47	30	269
独身率	59.7%	31.4%	17.0%	12.2%	4.3%	15.3%

加工処理施設機能（受入・出荷体制）を基軸とした
鳥獣害対策イメージ

